

日本エースピジョン賞表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、毎年春季1シーズンに同一鳩が優秀なレース成績を収めたレース鳩及びその使翔者を表彰し、鳩質改良を図ることを目的とする。

(該当レース)

第2条 エースピジョン賞に該当するレースは、次のとおりとする。

- (1) レジヨナルレース
- (2) 地区ナショナルレース
- (3) 桜花賞レース

*桜花賞レースが実行不能な場合は、グランドナショナルレース(地区連盟序列)

*桜花賞レース、グランドナショナルレースがいずれも実行不能な場合は、グランプリレース(公称距離800K以上・地区連盟序列)

(申請条件)

第3条 前条に規定する3レースにおいて、レジヨナルレース及び地区ナショナルレースは地区参加鳩数の5%以内、また、桜花賞レースまたはグランドナショナルレースまたはグランプリレースは地区順位の10%以内に入賞した同一とし、その各々のレースにおける順位を参加羽数で除した数(小数点以下6位四捨五入)を3レース分合計してその加算点数が小なる鳩とする。ただし、同点鳩が出た場合は、前条の3レースの分速を加算し、分速が大なる鳩とする。

2. 前項の申請を行う場合は、所属連合会長及び所属地区連盟長の証明印を受けて、該当者が地区連盟を通じて6月末日までに協会必着として申請するものとする。

3. 前項の期日を過ぎた申請は、原則として受理しないものとする。

4. 第1項の申請は、個人の合同委託鳩舎の参加鳩について、地区連盟が該当レースにおいて成績順位を認めるものに限り、これを行なうことができるものとする。

(授賞対象)

第4条 協会は前条により申請されたものの内から全国最小得点鳩を選出し、その鳩にエースピジョン賞及び副賞を授与し、2位以下10位までに賞状及び賞杯を授与する。若し同点鳩が出た場合は、前条ただし書きを適用するものとする。